

第47号議案

尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例
を定める条例の制定について

尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定
める条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年7月10日提出

尾張旭市長 森 和 実

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活等
への影響に鑑みて、市長、副市長及び教育長の給料月額を削減し、その削減分
を未来を担う子どもたちに対する支援策等の財源として今後活用するため必要
があるからである。

尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例
を定める条例

令和2年8月1日から令和3年3月31日までの間に係る市長、副市長及び
教育長の給料月額は、尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に
関する条例（昭和53年条例第17号。以下「特別職給与条例」という。）第3
条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める給料月額から、当該給料月額に
市長にあつては100分の20、副市長及び教育長にあつては100分の10
を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与条例第5条第3項に規
定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。